

○警察署長等による巡視実施要領

〔平成25年9月30日〕
通達（地企）第98号

（概要）

この要領は、山梨県地域警察の運営に関する訓令（平成元年山梨県警察本部訓令第18号）第28条に規定する巡視の具体的実施要領を定めることにより、巡視を適切かつ効率的に行うことを目的とする。